国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十五号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日は、平成二十七年十月五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項、第四条第一項第二号八、第八条第四項、第九条第一号及び第四号、第十七条第一項、第二十六条並びに附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等）

第一条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。

2　法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。

第二条　法第四条第一項第二号ハの政令で定める国は、アメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスとする。

（行政手続法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第三条　法第八条第四項の規定により行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	不利益処分の名あて人となるべき者	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結等特別措置法」という。）第八条第一項の規定による指定（以下「仮指定」という。）を受けた者
	予定される不利益処分	当該仮指定
第十五条第一項第一号及び第二十条第一項	不利益処分の原因となる事実	当該仮指定の原因となった事実
第十五条第一項第二号並びに第二十四条第一項及び第三項	不利益処分の原因となる事実	当該仮指定の原因となった事実
第十五条第二項第二号及び第八条第一項	不利益処分の名あて人となるべき者	当該仮指定を受けた者
第十五条第三項及び第二十二条第三項	不利益処分の原因となる事実	仮指定の原因となった事実
第十七条第一項	不利益処分	仮指定
第十八条第一項	不利益処分がされた場合に	仮指定により
	害されることとなる	害された
第二十条第一項	その原因となる事実	その原因となった事実
第二十六条	不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置法第八条第五項の規定による指定
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	

（金銭等に類する財産）

第四条　法第九条第一号の政令で定める財産は、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。）及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。

（規制対象財産の基準となる額）

第五条　法第九条第一号の政令で定める額は、一万五千円とする。

（預貯金等債務）

第六条　法第九条第四号の政令で定める金銭債務は、次に掲げる債務とする。

一　預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務

二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する